

青森県報

号外第二十三号

平成二十四年
三月三十日
(金曜日)

目 次

公安委員会

- 青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……… (警 務 課) …… 一
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……… (交 通 企 画 課) …… 一
- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……… (警 務 課) …… 七

公 安 委 員 会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第一号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）

の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

区 分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
県 警 察 本 部	64	101	257	158	102	682	252	934
青 森 警 察 署	4	10	76	122	124	336	18	354
青 森 南 警 察 署	1	4	7	11	7	30	4	34
外 ヶ 浜 警 察 署	1	2	10	11	3	27	4	31
大 間 警 察 署	1	3	5	7	5	21	3	24
む つ 警 察 署	2	5	19	21	29	76	8	84
野 辺 地 警 察 署	1	6	15	16	13	51	4	55
弘 前 警 察 署	5	9	60	71	88	233	15	248
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	9	16	8	39	4	43
つ が る 警 察 署	1	4	11	16	10	42	4	46
五 所 川 原 警 察 署	2	7	26	33	40	108	9	117
板 柳 警 察 署	1	2	7	7	5	22	3	25
黒 石 警 察 署	2	8	21	32	36	99	8	107
八 戸 警 察 署	4	9	64	80	118	275	22	297
三 戸 警 察 署	1	4	12	9	16	42	4	46
五 戸 警 察 署	1	4	5	11	4	25	4	29
十 和 田 警 察 署	2	6	20	23	35	86	7	93
七 戸 警 察 署	1	4	10	10	14	39	4	43
三 沢 警 察 署	2	5	17	18	35	77	9	86
合 計	97	198	651	672	692	2,310	386	2,696

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第二号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の表中

法第七十七条第一項の規定による運転免許証の返納届出

法第七十七条第一項の規定による運転免許証の返納届出
施行規則第三十条の十二第一項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更届出
施行規則第三十条の十四の規定による運転経歴証明書の返納届出

に、

法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証の交付の申請

法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証の交付の申請
施行規則第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請
第二十七条の規定による運転免許の条件の解除又は変更の申請（適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。）

に改める。

第四条第一項第五号口中「第二号の五」を「第二号」に改める。

第六条中「高速自動車国道」の下に「及び法第一百十条第一項に規定する国家公安委員会が指定する自動車専用道路」を加える。

第二十七条の三及び第二十七条の四を次のように改める。

（運転経歴証明書交付申請書等）

第二十七条の三 施行規則第三十条の十第一項に規定する運転経歴証明書交付申請書は別記様式第二十号の六のとおりとする。

2 施行規則第三十条の十二第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第二十号の七）とする。

3 施行規則第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は別記様式第二十号の八のとおりとする。

（申請用写真添付の省略）

第二十七条の四 施行規則第二十九条第三項（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条の九第三項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又は八戸警察署長を経由して申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、法第九十四条第二項の規定による免許の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りではない。

2 施行規則第三十条の十第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。

第二十八条の見出し中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 施行規則第三十条の十四の規定により運転経歴証明書を返納する者は、運転経歴証明書返納届（別記様式第二十一号の二）に運転経歴証明書を添えて公安委員会に提出しなければならない。

第三十条の見出し中「教習所」を「教習施設」に改め、同条中「令第三十四条第二項第二号及び同条第三項第二号の規定の」を「令第三十四条第三項第二号及び同条第四項第二号に定める」に改める。

別表第二路線名の項中「一般国道四号線」を「一般国道四号」に、「一般国道七号線」を「一般国道七号」に、「一般国道四十五号線」を「一般国道四十五号」に、「一般国道百一号線」を「一般国道百一号」に、「一般国道百二号線」を「一般国道百二号」に、「一般国道百三号線」を「一般国道百三号」に、「一般国道百四号線」を「一般国道百四号」に、「一般国道百七号線」を「一般国道百七号」に、「一般国道百八十二号線」を「一般国道百八十二号」に、「一般国道三百三十八号線」を「一般国道三百三十八号」に、「一般国道四百五十四号線」を「一般国道四百五十四号」に、

市道八戸北インター 工業団地二号線	青森県八戸市北インター工業団地五丁目 二〇番地先から 青森県八戸市北インター工業団地五丁目 一〇番地先まで
----------------------	--

を

市道八戸北インター 工業団地二号線	青森県八戸市北インター工業団地五丁目 二〇番地先から 青森県八戸市北インター工業団地五丁目 一〇番地先まで
市道六百八十三号八 戸貨物駅線	青森県八戸市卸センター二丁目一〇番一 号から 青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地一八 番地六まで

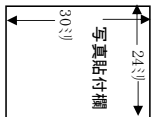
に改める。

別記様式第二十号の六を次のとおり改める。

別記様式第20号の6 (第27条の3関係)

運 転 経 歴 証 明 書 手 数 料 貼 付 欄

県証紙	県証紙	県証紙
1	2	3



運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

青森県公安委員会 殿

フリカナ	氏名		住所
性別	生年月日	運転免許取得年月日	交付年月日
連絡先電話番号	大正昭和平成	資料区分	更新

申請取消年月日	年	月	日	年	月	日	更新
免許証番号							36

免許の条件等	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定失効	0	1	2	申請票	2	0	受付場所																

この運転経歴証明書では、自動車等を運転できないことを了しました。

氏名

別記様式第二十一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第21号の2(第28条関係)

運転経歴証明書返納届

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

住所

届出者

氏名

印

電話

返納する運転経歴証明書の種類	公安委員会												
交付公安委員会の運転経歴証明書の番号													
交付年月日	年	月	日										
照会番号等		—											
免許の種類	大型 中型 普通 通	大型 自 自 自	大型 自 自 自	小型 特	原付 引	けん 引	けん 引	けん 引	けん 引	けん 引	けん 引	けん 引	けん 引
返納の理由	1 再交付後、旧運転経歴証明書を発見したため。 2 その他 ()												
備考													

注1 届出者は、氏名を記載し及び捺印することによって、署名することができる。
 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第二十一号中

指定を受けようとする教習施設の名称及び所在地

記

指定を受けようとする教習施設の名称及び所在地

記

教習を行おうとする自動車の種類

記

別紙

病気の症状等申告欄は、下記備考1の記載方法に従い、

あなたの現在の病気の症状等について、正確に記載してください。

氏 名	
1 該当する箇所	病気の症状等の申告欄
2 該当者は相談を終了した月日及び相談番号を記載してください。	にチェック(し印)を付け、項目7については、
3 病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある方	病気を原因として発作時に身体の一部のけいれん又は麻痺を感したこと
4 1 に該当する方で、これまでの発作の申請時または発症の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方	3 申請する方で、これまでの発作の申請時または発症の更新の申請時に申告していない、けいれん又は麻痺の経験がある方
5 1 に該当する方で、発作の申請時または発症の更新の申請時に申告している最中に、けいれん又は麻痺の経験がある方	2 申請する方で、これまでの発作の申請時または発症の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方
6 病気を理由として、医師から、禁煙の指導を受けるよう助言を受けている方	4 申請する方で、これまでの発作の申請時または発症の更新の申請時に申告していない、けいれん又は麻痺の経験がある方
7 1～6 のどれかに該当する方で、申請前に連絡通性相談を終了している方	5 申請する方で、これまでの発作の申請時または発症の更新の申請時に申告している最中に、けいれん又は麻痺の経験がある方
8 上記 1～6 のどれにも該当しない方	6 申請する方で、これまでの発作の申請時または発症の更新の申請時に申告していない意識消失の経験がある方

備考 1 病気の症状等申告欄には、該当する箇所の口にし印を付け、項目7については、該当者は相談を終了した月日及び相談終了番号を記載すること。

2 あらかじめ点線部分で二つ折りとなっている用紙とすること。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

交番 警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第三号

交番 警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番 警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十和田警察署の項中「上北郡六戸町大字大落瀬字後田十九番地一」を「上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地二十六番地一」に改め、七戸警察署の項中「上北郡東北町字塔ノ沢山一番地四百十三」を「上北郡東北町字塔ノ沢山一番地四百十四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の十和田警察署の項の規定は平成二十四年一月二十四日から、七戸警察署の項の規定は平成二十三年十二月二十六日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭